

市税と国保税に納め忘れはありませんか？

納期限内に納付がないと延滞金が発生します。
(地方税法第326条他)

【延滞金】納期限の翌日から納付日までの期間の日数に応じて、最大年14.6%が加算されます。
(ただし最初の1カ月間は年7.3%を上限として加算されます。)



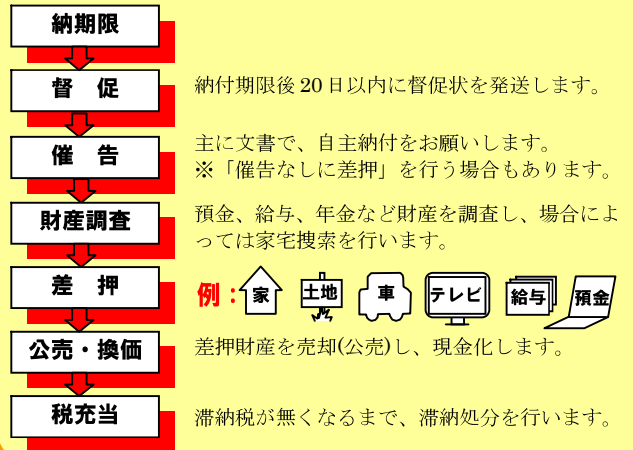
納期限内に納付が困難な場合は、早めの納税相談！

税には、納税の緩和措置があります (地方税法第15条)

病気や災害、事業不振等、その他特別な理由で、納期限内納付が出来ない方のために納税の緩和措置があります。但し、具体的な納付計画、猶予期間、担保提供など緩和措置には、ある程度厳しい条件があります。

滞納整理の流れ

納期限内に納付がない場合、次の手順で滞納整理を行います



納税の公平性確保のため、市税等の滞納処分の強化に取り組んでいます！(下記は一例です)

車等のタイヤロックの実施

◎タイヤロックとは

差し押さえた車を運行させないための措置(国税徴収法第71条)として車のタイヤ部分をロックしてしまうものです。

税が完納されなければ、この後車は引上げられ公売となります。(引上げ費用等は、全て滞納者負担になります)



家宅捜索による差押の実施

◎捜索とは

強制的に滞納者宅に踏み込み、財産の差押を行います。なお、滞納者の意思とは関係なく実施され、裁判所の許可(令状)も必要としません。(国税徴収法第142条)



※ こんな話をよく聞きます

01 借金があるので払えません！

法律によって、税金はすべての債務(借金を含む)に優先すると定めてあります。個人の債務より税金が優先されます。(地方税法第14条)

02 いきなり差し押さえられた。あんまりではないか？

納期限内納付が大原則です。督促状を発送した日から10日を経過したときは、「差し押さえなければならない」と明示してあります。(地方税法第331条他)

03 個人の財産を勝手に調べて差し押さえされた。プライバシーの侵害では？

税金を滞納すると、国税徴収法・地方税法に基づき財産全てに対する調査権限が発生します。この権限により、調査を受けた金融機関等の関係機関は、協力しなければなりません。また財産調査については、個人情報保護法に一切抵触しません。

質問箱

【税納付についてのお問合せ先】
中間市役所 収納課 滞納整理係

TEL 093 (246) 6237

納期内納付にご協力をお願いします。